

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年11月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800195 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800081 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、請求期間①は 15 万円、請求期間②は 26 万円と記録されており、同社から支給された給与に比べて低額の記録とされている。調査の上、標準報酬月額の記録を給与の支給額に見合う記録（請求期間①は 26 万円、請求期間②は 28 万円）へ訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しにより、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 15 万円として事業主が届け出ていることが確認できる上、雇用保険被保険者台帳全記録照会により、同社に係る請求者の雇用保険被保険者資格を取得した際の賃金月額も、15 万円と記録されていることが確認できる。

また、請求者から提出された「昭和 58 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」において確認できる昭和 57 年の「社会保険料等の金額」（17 万 5,213 円）は、請求者の主張する標準報酬月額及び請求期間当時の法定の各保険料率を使用して推定される年間の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合算額（約 25 万円）より低額であることから、請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、A 社は、請求期間①に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は処分済みであり、請求者に係る給与の支給額及び給与から控除した厚生年金保険料額について不明である旨回答している。

加えて、A社に係るオンライン記録により、請求期間①又は②において被保険者記録を有する者50名及び請求者が氏名を記憶する者3名、合計53名に対して照会したところ、請求期間①の期間中に同社に勤務していた27名から回答が得られたが、請求者の主張を裏付けるような具体的な回答は得られなかった。

- 2 請求期間②について、A社は、請求期間②に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は処分済みであり、請求者に係る給与の支給額及び給与から控除した厚生年金保険料額について不明である旨回答している。

また、請求期間②において従前の標準報酬月額と比較して低額となっている複数の同僚が確認できるところ、上記1にあるとおり同僚に対して照会し、請求期間②の期間中にA社において勤務していた14名から回答が得られたが、請求者の主張を裏付けるような具体的な回答は得られなかった。

- 3 請求者は給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間①及び②における給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除額について確認することができない。

また、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において請求期間①及び②の標準報酬月額の記録が訂正されている等の不自然な記載は見当たらない上、当該被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800332号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1800003号

第1 結論

昭和40年1月6日から昭和42年12月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年1月6日から昭和42年12月31日まで

A社に勤務していた昭和40年1月から昭和42年12月までの期間について、脱退手当金の支給を受けた記録になっているが、請求したことも、受け取ったこともないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構B年金事務所が保管する請求者の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺に押されているスタンプ「支払済 43. 5. 23 B社会保険事務所」の日付(昭和43年5月23日)並びに脱退手当金支給決定伺に記載されている脱退手当金額(9,600円)は、オンライン記録により確認できる請求者の脱退手当金の支給日及び支給額と一致している。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、上記脱退手当金支給決定伺に記載された脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和42年12月31日)から約4か月後の昭和43年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、C市職員共済組合が保管する請求者の退職一時金請求書、退職一時金支給内訳及び追給分支払記録により、請求者が昭和33年5月1日から昭和37年1月1日までC市交通局職員共済組合に加入し、退職一時金を支給されたことが確認できることから、請求者は、自身で手続を行い、退職一時金を受給したと思う旨陳述していることから、請求者が請求期間の厚生年金保険についても脱退手当金を受給することに不自然さはない上、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者の脱退手当金裁定請求書には、請求者の名前が「D」と記載されているところ、請求者は、自身の名前は「E」であり、「D」とは書かなかったと陳述しているが、請求者のA

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び上記共済組合が保管する退職一時金請求書において、請求者の名前には「D」という字が記載されていることから、請求者は、自身の名前について、「D」を使用していたことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。